

## 高千穂町「地域おこし協力隊」(茶業振興)の募集要項

高千穂町 農林振興課

九州のほぼ中央部に位置する宮崎県高千穂町は、宮崎県の最北端に位置し、名勝天然記念物高千穂峡等の自然を有するほか、天孫降臨などの神話の里として知られる町です。

高千穂町は、昔から続く農業システムが今なお受け継がれ近隣4町村と共に世界農業遺産に認定されました。夏秋野菜や水稲、花き、金柑などの果樹を始め畜産は全国和牛能力共進会で日本一の称号を得るなど国内屈指の畜産技術を有します。その中で全国でも希少な昔ながらの釜炒りの製法で、地元民にもこよなく愛されている《釜炒り茶》を今なお作り続けている産地です。釜炒り茶の産地を形成している西臼杵郡内の3町は全国1位の生産量を誇り、製茶技術においても全国茶品評会(釜茶部門)日本一となる生産者を4年連続輩出しています。その高い品質から市場からの引き合いは高いものの少子高齢化により担い手が減少、貴重な産地を保全するため若手茶生産者の育成が急務となっています。

そこで、3大都市圏等の人材を積極的に受け入れ、釜炒り茶の生産と製茶技術の伝承を基本に商品開発や市場開拓など茶業振興を図ることにより、釜炒り茶産地の保全を目指すため、次のとおり「地域おこし協力隊員」を募集します。

### 1. 募集人員

地域おこし協力隊員 1名

### 2. 応募資格

- (1) 釜炒り茶の生産・加工に意欲のある方。
- (2) おおむね20歳以上45歳未満の方(性別は問いません)
- (3) 心身ともに健康な方(農作業に従事できること)
- (4) 次のア・イのいずれかに該当する方
  - ア. 3大都市圏等の都市地域にお住まいで、採用後高千穂町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。
  - イ. 他地域で地域おこし協力隊に一定期間(2年以上)従事し、かつ、解嘱から1年以内の方で、採用後高千穂町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方。

#### ※3大都市圏等の都市地域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに政令指定都市等の都市地域。

詳しくはお問い合わせください。

- (5) 普通自動車運転免許を取得している方  
(※MT車両運転があるためAT限定の場合は限定解除が必要です。)
- (6) パソコン(ワード、エクセル、インターネット等)の一般的な操作が出来る方
- (7) 町の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方

### 3. 応募手続

- (1) 応募期限 随時募集していますが、採用が決まり次第、募集を終了します。
- (2) 提出書類 (提出された書類は返却しません)
  - ①高千穂町地域おこし協力隊応募用紙 (高千穂町HPよりダウンロード可)
  - ②高千穂町地域おこし協力隊レポート用紙 (高千穂町HPよりダウンロード可)
  - ③住民票 (応募時の住所地のもの)

#### 4. 応募先

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地  
高千穂町役場 農林振興課 「地域おこし協力隊員」募集係

#### 5. 選考方法

##### (1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書にて通知します。

##### (2) 第2次選考

第1次選考合格者について、面接を行います。

日時 応募からおおむね1週間以内に、ご連絡を差し上げ、日程の調整を行います。

場所 高千穂町役場 (予定)

※面接会場までの交通費等は各自負担となります。

##### (3) 最終選考結果の通知

第2次選考終了後、おおむね2週間以内に文書で通知します。

#### 6. 採用予定日

採用決定後、転入の準備が整い次第となりますが、詳細は協議のうえ決定します。

#### 7. 勤務条件等

勤務場所	高千穂町内
雇用形態	高千穂町の非常勤嘱託職員として高千穂町長が委嘱し、 高千穂地区農業協同組合 農産部 直販課に配属
業務内容	茶葉の摘採、栽培管理、釜炒り茶の製造など茶生産に関わる業務全般 商品開発、茶生産研修、販促、他
報酬月額	180,000円程度 (出勤日数により変動する場合があります。これから社会保険等の本人負担分が控除されます。)
雇用期間	採用の日から平成31年3月31日 (1年ごとに更新し、最長平成33年3月31日まで)
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災
勤務時間	原則として8時15分から17時15分 (実働8時間) 原則、週5日 (土・日・祝日の勤務は振替休日にて対応します。)

	<p>《重要・注意事項》</p> <p>茶生産（摘採、加工）に従事する上で収穫時期、天候や作柄に大きく影響されるため、勤務時間も大きく変動します。特に茶生産の農繁期である「1番茶／4月中旬～5月中旬」「2番茶／6月中旬～7月中旬」は時間外、休日勤務が発生します。</p>
住居	<p>住宅借上げ料は、予算の範囲内で支給します。</p> <p>なお、生活備品等は自分で準備してください。</p>
資格取得	<p>農作業等に必要な下記の資格取得を支援します。</p> <p>(1) フォークリフト免許（フォークリフト技能講習修了証）取得</p> <p>(2) 日本茶インストラクター資格（2年目以降）取得</p> <p>(3) ほか、茶業従事に必要な資格取得</p>
その他	<p>その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。</p> <p>活動に使用する車両は、予算の範囲内で貸与します。</p> <p>着任準備に要する経費（引越し費用等）は各自の負担となります。</p> <p>※中山間地域での生活や通勤等の移動手段として自動車は必須です。可能でしたら自家用車等の持ち込みをお勧めします。</p> <p>その他服務規程等については、地方公務員法その他町の条例・規則等およびJA高千穂地区服務規程を適用します。</p>

## 8. お問い合わせ先

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

高千穂町役場 農林振興課

TEL: 0982-73-1208 FAX: 0982-73-1228

E-mail [engei@town-takachiho.jp](mailto:engei@town-takachiho.jp)